

## 相双地域の魅力戦略的情報発信事業（相双地方魅力発信ポータルサイト）実施業務委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が（以下、「乙」という。）に委託する相双地域の魅力戦略的情報発信事業（相双地方魅力発信ポータルサイト）実施業務を円滑かつ効率的に実施するため、必要な事項を定める。

### 1 委託業務の名称

相双地域の魅力戦略的情報発信事業  
（相双地方魅力発信ポータルサイト）実施業務

### 2 委託業務の目的

相双地域は、震災以降、JR常磐線全線運転再開、東北中央自動車道（相馬～福島）全線開通等インフラの復旧・整備が進む一方、未だ観光客数は震災前の水準まで回復していない。根強い風評と時間の経過とともに進む風化に対応するため、相双地域の正確な情報や魅力的な地域資源等を県外に戦略的に情報発信し、相双地域を知ってもらい、実際に来てもらうことで不安や風評の払拭を図り、交流人口の拡大等につなげる。

### 3 業務の内容

「相双地域の復興の状況など正確な情報と魅力の発信」をキーワードに、相双地域の観光資源・特産品・グルメ・おすすめ観光コース・集客イベント情報等を取材・収集し、ウェブサイトやインスタグラム、X（旧ツイッター）等のSNSコンテンツを通じて、県外へ連鎖性のある情報発信を行う。また、近隣県、首都圏及び西日本を対象としたターゲットを絞ったSNSによる集中的な情報発信を実施する。

#### （1）ポータルサイト及びSNSの保守管理

ア ポータルサイトのドメインは以下を使用すること

相双地方魅力発信ポータルサイト「SOUSOU相双」

<https://sou-sou-fukushima.jp/>

イ SNSは令和4年度に開設したアカウントを引き継ぐものとし、パスワード等は契約締結後に甲が通知する。

ウ SSL通信に必要な証明書を取得及び適用したサーバーを使用すること。

エ 安定したサービスの提供を実現するため、常に最適かつ正常な状態で維持、管理し、障害発生時の回復措置方法や迅速な復旧作業を遂行するためのバックアップを含めた万全な運用体制、セキュリティ対策を確保すること。

オ 障害が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、迅速に対処すること。また、障害の概要及び対応結果を報告すること。

カ 故障や障害などでサービスが停止していることが確認された場合は、障

害箇所を切り分け、即時対処を行うこと。

キ ソフトウェアやデータの修正、復旧等が必要な場合は、甲の許可を得て作業を行うこと。

ク 各種ログについて異常がないか確認し、異常があった場合には速やかに甲に報告すること。

ケ 個人情報保護等の観点からセキュリティ向上を図る目的で、SSLによる暗号化通信を導入すること。

コ アクセス分析からSEO対策を講じること。

サ コンピュータ及びサーバーについては、十分なウイルス感染防止策を講ずること。

シ ウイルス、スパムメール等の悪意ある脅威について、被害を未然に防ぎ、拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

## (2) ポータルサイトコンテンツの企画更新

ア 令和4年度に開設したサイト「SOUSOU相双」の体裁やデザインを引き継ぎ、ユーザーにとって見やすいサイトとなるよう留意すること。

イ 掲載コンテンツの情報確認及び更新を随時行うこと。

ウ 甲が別に実施するモニターツアーと連携し、モデルコースを掲載すること。

エ 肖像権、著作権等に関する調整を行うこと。

オ 本業務の実施に当たっては、サイトの認知度向上、アクセス数増加のための工夫を行うこと。

## (3) SNSコンテンツの企画更新

ア SNSから情報を得る世代に向けて、観光、グルメ情報など、時期にあわせた地域情報の取材を年間120件程度行い、週2～3回の頻度で投稿すること。なお、使用するSNSはフェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラムとするが、他のSNSを加えて使用することを妨げない。

イ 上記アについては、他の投稿のシェアやサイトリンクの掲載のみの投稿は含めないものとする。

ウ 上記アに合わせ、ポータルサイトの掲載コンテンツの修正及び変更並びに新規コンテンツの追加を適宜実施すること。

エ 近隣県、首都圏及び西日本を対象とし、ターゲットを絞った情報発信をすること。

オ 発信する情報は地域バランスに考慮すること。

カ 肖像権、著作権等に関する調整を行うこと。

キ 本業務の実施に当たっては、SNSコンテンツの認知度向上、フォロワー数増加のための工夫を行うこと。

## (4) 定期報告等

ア 1ヶ月に1回事業の定期報告をすること。定期報告の内容は、コンテンツの進捗状況、サイト及びSNSのアクセス解析、掲載記事とする。その

- 他、甲の求める事項に関して、乙は速やかに開示すること。
- イ アクセス解析によるサイト訪問者の属性及び行動分析を行うこと。

(5) その他

- ア サイトは他事業者でも保守管理が行えるようにすること。
- イ サーバーについては、次年度以降の保守管理が容易なものとなるよう提案すること。
- ウ 以下のブラウザで対応すること。
  - ・Google Chrome
  - ・Firefox
  - ・Microsoft edge
  - ・Safari
  - ・Android Chrome
- エ 本仕様書で作成したサイト及びSNSは、甲も記事等の編集ができるようにすること。なお、甲が編集するために必要なマニュアル等を作成すること。

4 留意事項

保守管理以外の業務（上記「3 業務の内容」のうち（3）及び（4））については、福島再生加速化交付金を活用し実施することから、交付金の交付決定後（4月下旬頃予定）に着手するものとする。

なお、費用については、交付決定後に甲乙協議の上、増額の変更契約をするものとする。

5 提出書類

乙は委託契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出する書類

- ・委託業務着手届（第1号様式）
- ・業務実施体制図（任意様式）
- ・実施工程表（任意様式）

(2) 進捗状況確認のため令和8年2月末時点で提出する書類

- ・進捗状況報告書（任意様式）
- ・収支決算書（任意様式）※見込み
- ・委託業務における全ての経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
  - ・委託業務において再委託・外注を行う場合、再委託事業者が支払った経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
  - ・その他甲が必要と認める書類

(3) 業務完了後、遅滞なく提出する書類

- ・委託業務完了届（第2号様式）
- ・委託業務実績報告書（第3号様式）

- ・ 成果品
- ・ 収支決算書（任意様式）
- ・ 委託業務における全ての経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
- ・ 委託業務において再委託・外注を行う場合、再委託事業者に支払った経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
- ・ その他甲が必要と認める書類

## 6 成果品

委託契約書第1条に定める成果品は、次のとおりとする。

- ・ 実績報告書（任意様式）

報告書には、年間のアクセス解析及び掲載記事目録のほか、次年度以降の事業を見据え、本業務全体を通じた情報発信の効果に関する分析を行うとともに、分析結果やトレンド等を踏まえたより効果的な情報発信に関する提案等を盛り込むこと。

## 7 その他

- (1) 乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、乙は進捗状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業務実施のために必要な協力をする。
- (3) 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合には甲と協議するものとする。
- (4) 本業務において制作される成果品の著作権及び所有権は、すべて甲に帰属するものとする。また、成果品は甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (5) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- (7) 本業務の遂行に当たり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (8) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (10) 本事業は福島再生加速化交付金を活用することから、下記に留意すること

と。

- ・会計検査院による検査対象となること。再委託先についても同様となること。

- ・再委託する場合や資材を調達する場合について、可能な限り県内事業者を利用すること。

- ・一般管理費を計上する場合は上限を10%とすること。

- ・甲の承認を受け、本事業の一部を再委託する場合の一般管理費については、事業費における再委託率50%までを一般管理費に計上することを認める。

<積算例>

(再委託費が事業費の50%を超える場合)

事業費100万円の内再委託費70万円の場合、再委託費の内50万円まで  
(直営費30万円+再委託費50万円) × 一般管理費10% = 8万円

(再委託費が事業費の50%以下の場合)

事業費100万円の内再委託費40万円の場合、再委託費のすべて  
(直営費60万円+再委託費40万円) × 一般管理費10% = 10万円